

新型コロナウイルス感染症の影響下での山梨大学医学部附属病院医薬品等臨床研究審査委員会に係る手順

制定 2020年4月8日

(趣旨)

第1 この手順は、山梨大学医学部附属病院医薬品等臨床研究審査委員会規程第8条の規程に基づき、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響下における山梨大学医学部附属病院医薬品等臨床研究審査委員会（以下「委員会」という。）の手順を定める。

(委員会の運営)

第2 委員会は、山梨大学医学部附属病院医薬品等臨床研究審査委員会標準業務手順書（以下「手順書」という。）第6条第1項に定める定期開催、緊急開催において、感染症影響下における委員会（対面会合）が困難な場合には、書面またはメール等による持ち回り審議を行うことができる。持ち回り審議の可否の判断は、委員会委員長が行う。

2 感染症の影響下における委員会（対面会合）については、TV会議システム等を用いた出席を認める事とする。

附則

この手順は2020年4月1日から施行する。